文 原判決を破棄する。 本件を札幌地方裁判所に差し戻す。

上告理由第二点について

原審は、被上告人が昭和三〇年七月一〇日頃、上告人に対して自家保有米一俵を 代金四、八〇〇円で売り渡したとの事実を認定したうえ、上告人に対して右代金の支払を命じた。しかしながら、食糧管理法第九条、第〈要旨〉三一条、食糧管理法施行令第六条、第八条、食糧管理注施行規則第三九条、第四〇条によると、米穀の売 買は、〈/要旨〉一定の資格ある者を通ずる場合、法定の除外事由その他特段の事情か ある場合ならびに生産者以外の者が、営業の目的をもつて売り渡しまたは使用する ため買受ける者以外の者に、売り渡す場合だけが有効であつて、右以外の私人間に おける売買はすべて無効と解すべきである。

ところが、原審は、本件売買行為が右に掲げる事由のいずれに該当するかを明ら

かにしないで、たやすく被上告人の本訴請求を認容したのは、審理不尽、ひいては理由不備の違法があるのであつて、原判決は破棄を免れない。 されば、所論のこの点に関する主張は理由あるに帰するから、他の論旨を判断することを省略し、原判決を破棄して原裁判所に差し戻すこととし、民事訴訟法第四 ○七条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)